

# 負担限度額認定（食費・居住費の軽減）の申請について

## ■ 軽減の対象となる方（①～③すべてに該当する方または、生活保護を受給されている方）

- ①世帯全員（本人を含む）が、**市民税非課税**であること
- ②配偶者が、**市民税非課税**であること
- ③本人および配偶者の**現金・預貯金・有価証券・債権等の資産が、下表に該当すること**

対象者	資産額
本人の年金収入額と、その他の合計所得金額の合計額が、80万円以下の方	650万円以下
本人の年金収入額と、その他の合計所得金額の合計額が、80万円超120万円以下の方	550万円以下
本人の年金収入額と、その他の合計所得金額の合計額が、120万円超の方	500万円以下
本人の年齢が40歳～64歳の方	1,000万円以下

※**配偶者がいる場合**は、上記の金額に対し、一律に **1,000万円**を加算した金額になります。  
 ※年金収入額には、課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金・障害年金等）も含まれます。

## ■ 申請に必要な書類（チラシ裏面もご確認ください）

### ①「神戸市介護保険負担限度額認定申請書」

※申請書は、両面とも記入してください。

### ②「預貯金通帳・有価証券など、現在の残高が分かる書類」のコピー

※本人および配偶者がお持ちの口座すべての預貯金等の通帳のコピーを添付してください。

※申請される月の1日以降に残高記帳をしてください。

年金受取口座の通帳は、最新の年金振込日以降に記帳をお願いいたします。

### ③「登記事項証明書」等の代理権を証する書類のコピー（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）

※申請者が成年後見人等の場合のみ、添付してください。

## ■ 食費・居住費の利用者負担額（日額）

負担限度額認定の適用を受けると、介護保険施設への入所・ショートステイ利用の際の食費・居住費の利用者負担額（日額）が下記の金額になります。

※デイサービスや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、グループホーム、（看護）小規模多機能居宅介護は対象外です。

対象者		食費		居住費		
第1段階	生活保護または、 非課税かつ老齢福祉年金受給の方	施設入所の場合	300円	ユニット型個室	880円	
				ユニット型個室的多床室	550円	
		ショートステイ 利用の場合		従来型個室	特養 老健等	380円 550円
				多床室（特養・老健等）	0円	
第2段階	非課税世帯かつ、 本人の年金収入額とその他の合計所得 金額の合計額が、 <b>80万円以下</b> の方	施設入所の場合	390円	ユニット型個室	880円	
				ユニット型個室的多床室	550円	
		ショートステイ 利用の場合		従来型個室	特養 老健等	480円 550円
				多床室（特養・老健等）	430円	
第3段階 ①	非課税世帯かつ、 本人の年金収入額とその他の合計所得 金額の合計額が、 <b>80万円超 120万円以下</b> の方	施設入所の場合	650円	ユニット型個室	1,370円	
				ユニット型個室的多床室	1,370円	
		ショートステイ 利用の場合		従来型個室	特養 老健等	880円 1,370円
				多床室（特養・老健等）	430円	
第3段階 ②	非課税世帯かつ、 本人の年金収入額とその他の合計所得 金額の合計額が、 <b>120万円超</b> の方	施設入所の場合	1,360円	ユニット型個室	1,370円	
				ユニット型個室的多床室	1,370円	
		ショートステイ 利用の場合		従来型個室	特養 老健等	880円 1,370円
				多床室（特養・老健等）	430円	

# 負担限度額認定の申請に必要な添付書類について

## ■ 勘案の対象となる預貯金の種類と、必要な添付書類

預貯金の種類	必要な添付書類
<b>預貯金</b> (普通預金・定期預金の口座)	<b>通帳の写し</b> ※WEB通帳・インターネットバンクの場合は、 口座残高ページの写し
<b>有価証券</b> (株式・国債・地方債・社債など)	<b>証券会社・銀行等の口座残高の写し</b> (ウェブサイトの写しも可)
<b>金・銀(積立購入を含む)など</b> ※購入先の口座残高により、 時価評価額が容易に把握できる貴金属	<b>購入先の銀行等の口座残高の写し</b> (ウェブサイトの写しも可)
<b>投資信託</b>	<b>銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し</b> (ウェブサイトの写しも可)
<b>現金</b> (タンス預金など)	<b>自己申告</b> (申請書に金額を記入してください)
<b>負債(借入金・住宅ローンなど)</b>	<b>借用証書など</b>

※負債金額は、預貯金等の合計金額から差し引きます。

※お持ちのすべての預貯金等にかかる必要書類を添付してください。

※「生命保険」「自動車」「貴金属(腕時計・宝石等、時価評価額の把握が困難なもの)」「その他の高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財等)」は、勘案の対象外です。

## ■ コピーしていただきたい部分(通帳)

### ① 表紙裏の見開きページ

総合口座

おなまえ ◆◆ ◆◆◆

店番号 普通預金口座番号 定期預金口座番号

○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○

お客様コード◆◆◆◆◆

株式会社◆◆◆銀行(銀行コード )

○支店

電話番号 ○○○-○○-○○○

銀行名・支店名・口座名義人・口座番号がわかるようにコピーをとってください。

定期預金の口座番号が記載されている場合は、普通預金に加え、定期預金の残高がわかるページも必要です。

### ② 最新の残高がわかるページ

普通預金		ORDINARY DEPOSIT (兼お借入明細)		
年月日	お取引内容	お支払い金額	お預かり金額	差引残高
3--5-20	振替 電気(5ヵ月)	3,000		200,500
3--5-25	振替 ガス(5ヵ月)	2,000		198,500
3--5-30	振替 家賃(5ヵ月)	35,000		163,500
3--6-15	振込 老齢基礎年金		130,000	293,500
3--6-15	振込 年金生活者支援給付金		10,000	303,500
3--6-18	ATM	50,000		253,500
3--6-20	振替 電気(6ヵ月)	3,000		250,500
3--6-25	振替 ガス(6ヵ月)	2,000		248,500
3--6-30	振替 家賃(6ヵ月)	35,000		213,500
3--7-1	ATM	1,000		212,500

申請する直前に記帳をしてから、コピーを取ってください。

年金受取口座の場合は、年金の振込がわかるページもコピーしてください。

※最新の出入金の日付が、申請する月の1日よりも前の場合は、最後に記帳された日付を余白に記載してください。